

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の  
一部を改正する政令（案）に関する御意見募集の結果について

令和 3 年 1 月 7 日  
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（案）について、令和2年12月17日（木）から令和3年1月6日（水）まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を 5,982 件いただきました（なお、本件と直接関係しない御意見を 257 件承っております）。

御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
今回の案に賛成。	賛成の御意見として承りました。
新型コロナウイルス感染症について、指定感染症としての指定を解除すべき。	新型コロナウイルス感染症は、性質に未だ明らかではない点が多く、今後の流行状況等が必ずしも見通せない状況であります。こうした状況を踏まえ、当該感染症については、その時点の知見等を踏まえて柔軟な対策を講じていく必要があります。
新型コロナウイルス感染症について、指定感染症ではなく、五類感染症として位置づけるべき。	指定感染症は、新しい知見等を踏まえて、政令改正により講ずることができる措置を柔軟に変更することが可能である一方で、五類感染症等の感染症法上の指定感染症以外の類型は、感染力・罹患した場合の重篤性に応じて柔軟に措置を講ずることができる規定がないという課題があります。 これらも踏まえ、昨年12月17日の厚生科学審議会感染症部会において、政令指定の期限を1年間延長するこ

	<p>とについて議論を行い、了承されたところでは、</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けや、講ずる措置の内容については、引き続き、当該感染症の発生状況や専門家の御意見等を踏まえながら、検討を行ってまいります。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の指定感染症に位置づけられているが、二類感染症相当の措置を継続するのではなく、五類感染症相当の措置にすべき。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症については、感染症法に基づく指定感染症に位置づけ、講じることができる措置を個別に位置付けてきています。先般、これまでに明らかになった知見等を踏まえ、医療資源を重症者や重症化リスクのある者に重点化していく観点から、入院の対象を、高齢者等の重症化リスクのある方とするなど、運用の見直しを行ったところでは、</p> <p>当該感染症については、その時点の知見等を踏まえて柔軟な対策を講じていく必要があり、講ずる措置の内容については、引き続き、当該感染症の発生状況や専門家の御意見等を踏まえながら、検討を行ってまいります。</p>
<p>期間を1年間延長するのは長すぎる。春になり感染状況が落ち着くと見込まれる等のタイミングで解除してほしい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は、性質に未だ明らかではない点が多く、今後の流行状況等が必ずしも見通せない状況であります。こうした状況を踏まえ、当該感染症については、その時点の知見等を踏まえて柔軟な対策を講じていく必要があることから、期間を1年間延長することとしたものです。</p> <p>いずれにしても、新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けや、講ずる措置の内容については、御指摘の期間も含め、その時点の知見等を踏まえて対応する必要があり、引き続き当該感染</p>

	症の発生状況や専門家の御意見等を踏まえながら、検討を行ってまいります。
--	-------------------------------------